

# 平成25年第4回定例会審議結果

○…賛成 ×…反対

議案番号	議案等の名称	議員名	審議結果	鶴誠会			公明党		大空		民政クラブ		日本共産		レモン		賛成	反対
				持田敏明	齊藤芳久	高橋劍二	金泉婦貴子	藤原建志	山中基充	松尾孝彦	五伝木隆幸	出雲敏太郎	漆畑和司	近藤英基	内野嘉広	杉田恭之		
議第2号	鶴ヶ島市議会委員会条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
議第3号	市長の専決処分事項の指定についての一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（青木 洋氏）		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（山中伊久枝氏）		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第56号	鶴ヶ島市債権管理条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	4
第57号	鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第58号	鶴ヶ島市介護保険条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第59号	鶴ヶ島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第60号	鶴ヶ島市市営住宅条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第61号	平成25年度鶴ヶ島市一般会計補正予算(第3号)について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第62号	平成25年度鶴ヶ島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第63号	権利の放棄について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第64号	公の施設の指定管理者の指定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第65号	市道の路線の認定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第66号	市長等の給与の臨時特例に関する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
意見書案第2号	新聞への消費税の軽減税率の導入を求める意見書		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
意見書案第3号	容器包装の発生抑制と再使用を促進するために容器包装リサイクル法の改正を求める意見書		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0

※議第2号、議第3号、意見書案第2号、意見書案第3号は、議員提出の議案、そのほかの議案は市長提出の議案です。

鶴ヶ島市立障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定をするものです。

**Q** 募集要項の配布、周知の方法について

**A** 障害者福祉課長 市の広報とホームページで周知した。



平成25年度の一般会計補正予算(第3号)と国民健康保険特別会計補正予算(第1号)が可決されました。

## 一般会計

**市税還付金、還付加算金**

**Q** 市税還付金の増額の理由は。

**A** 収税対策課長 円安による輸入原材料の値上がりで法人の業績が悪化している。本補正予算では165万9000円の還付金を計上した。すでに8月には準備費から430万円を充当したが、その大きな要因としては、法人の鶴ヶ島市からの撤退である。

## ひとり親家庭等医療費助成事業

**Q** こども医療費の対象年齢拡大にもかかわらず、ひとり親家庭等医療費が増額した理由は。

**A** こども支援課長 年度当初の4月には703人の支給対象者が10月現在733人と30人増加したことなどためである。

## 公民館運営事業

**Q** 公民館の建物の管理について。

**A** 南公民館長 公民館は6館あるが5館は築20年以上で老朽化が進んでいる。定期点検で指摘があった設備は、随時交換する。建築基準法による法定点検で指摘を受けたものについては、今後関係課と調整し、計画的に修繕を実施する。

## 特別会計

**国民健康保険特別会計補正予算**

**Q** 繰越金補正額9858万600円と未計上分の扱いについて。

**A** 保険年金課長 次の3月議会での補正では間に合わない緊急を要する医療費の支払いに充てる。また、繰越金の未計上分は、来年度に予定する国民健康保険税の算定方式の見直しの財源として、年度末に基金に積み立て、26年度に活用する予定である。